

社会福祉法人恵福社会長嶺こども園 重要事項説明書
(豊見城市公私連携幼保連携型認定こども園)

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の目的

長嶺こども園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律等に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(2) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 恵福社会
事業者の所在地	豊見城市字嘉数469番地5
事業者の連絡先・FAX	098-850-3773
代表者氏名	理事長 赤嶺 恵子

(3) 施設の概要

種別	公立型幼保連携型認定こども園				
名称	豊見城市立公私連携幼保連携型認定こども園 長嶺こども園				
所在地	豊見城市字饒波1018番地3				
連絡先	(電話番号) 098-851-3254 (FAX番号) 098-850-6789				
施設長氏名	園長 赤嶺 琢哉				
開設年月日	平成31年4月1日				
利用定員	年齢区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	5人	5人	5人	15人
	2号	15人	21人	21人	57人
	合計	20人	26人	26人	72人

(4) 施設の運営方針

当園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令を遵守して運営する。

(5) 法人理念

当法人は、お年寄り、子どもたち、そして地域の人たちが生き生きと元気に生活できる福祉サービスを通して社会に貢献します。

(6) スローガン

1. 「えーかんちゃーどー」精神を地域に広めます。
1. 豊かな愛情をもってお年寄りや子どもたちに接します。
1. 知識の修得と技術の向上に努めます。
1. 常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発します。

(7) 教育・保育理念

児童福祉法に基づき、子どもの人格や主体性を尊重し、保護者や地域社会と力を合わせ児童福祉を増進し、合わせて地域における家庭支援を行う。

(8) 教育・保育の基本方針

幼児の福祉を積極的に推進することを常に考慮し、理事者・職員が一体になり家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下恵まれた保育環境の中で子どもの様々な欲求を満たし生命の保持及び情緒の安定を図る中で、感性豊かな人間としての基礎を培う。

(9) 教育・保育目標

1. 明るく豊かな心と丈夫な体の子
1. 自分のことは自分でする子
1. 自分の行動に責任のもてる子
1. 判断力のある子
1. 思いやりのある子

(10) クラス目標

たんぽぽ組 (5 歳児)

- 基本的な生活習慣が身につく、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。
- 保育者や友だちと一緒に活動する中で、自分のいい所を知り自信と期待を持って過ごす。
- 相手の話を聞く事が出来るようになり、皆で共通の話題について話し合う事を楽しむ。
- 栽培や収穫、クッキングを通して食べ物を大切にする心を育て感謝して頂く。

すみれ組 (4 歳児)

- 自分で出来る事に喜びを感じながら、基本的な生活習慣を身につけ見通しを持って安定して過ごす。
- 保育者や友だちとの繋がりを広げ集団で活動することを楽しむ。
- 友だちとのやり取りの中で思いを伝え、友だちの話を聞こうとする。
- 友だちや保育者と楽しく食事をする中で、食事のマナーを身につけていく。

さくら組 (3 歳児)

- 保育者に見守られながら、基本的な生活習慣が身につくように意識し、簡単な身の回りのことを自分でしようとする。
- 保育者や友だちと一緒に活動する中で、友だちの思いに気付き、思いやったり葛藤を味わったりする。
- 友だちの話を聞いたり自分の経験した事や思っていることを話して、言葉で伝える楽しさを味わう。
- 友だちや保育者と楽しく食事をする中で、食べる意欲を育てる。

(11) 施設の概要

敷地	敷地全体	2, 215 m ²
	園庭	753 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 1 階建て
	延べ	965.40 m ²

(12) 主な設備の概要

設 備	部屋数
保育室	3 室
遊戯室	1 室
事務室	1 室

(13) 職員体制 (令和 3 年 4 月 1 日 現在)

職 種	員 数	業 務 内 容
施設長 (園長) (常勤専従)	1 人	教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
主幹保育教諭 (常勤)	2 人	園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。
保育教諭 (常勤及び 常勤以外専従)	6 人	教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
園医 (嘱託)	1 人	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
園歯科医 (嘱託)	1 人	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
園薬剤師 (嘱託)	1 人	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

※職員の配置については、条例で定める配置基準以上の人数とし、職員数は入所状況により、変動することがある。

(14) 持ち物について

- 着替え (上下 3 セット) ●ハンカチ ●ビニール袋 ●園帽子
- おたよりケース・連絡帳 ●水筒 ●コップ
- ベットシート・タオルケット (3・4 歳児クラス 2 号認定児)

(15) お薬依頼について

こども園での与薬は、誤飲の恐れや職員が間違えて与薬をしてしまう恐れがありますので、出来るだけご家庭での与薬方のご協力を宜しくお願いします。

- 病院の処方箋は出来るだけ朝晩に調合してもらえようお願いします。

(医者にご相談したら大体は調合してもらえます)

- やむを得ずお薬を持参される場合は、医者から「与薬に関する意見書」を記載して貰い「与薬依頼書」(依頼日・病名・与と薬時間)等の内容を記入し、登園の際に必ず上記の2つの書類を事務所職員に手渡して下さい。

※与薬に関する意見書・与薬依頼書は事務所にて準備しております。

- お薬は必ず、与薬一回分(液体は別容器等に)を持たせて下さい。
- 塗り薬は、塗布部位等を与薬依頼書裏面に図で記入して下さい。
- 市販のお薬等については当園での与薬・塗布は行いませんのでご理解下さい。

(16) ぜひ守って頂きたい事

- 家庭の状況に変更があった場合は、その都度お知らせ下さい。

(住所・勤務先・勤務時間・電話番号・家族の異動・その他入園時と変わった時)

- 登園時間は基本的に9:00となっております。通院等の時間により登園が遅れる場合は9:00までに電話もしくはキッズリーで連絡下さい。

(9時以降は電話での連絡を宜しくお願い致します。)

- 病気、その他都合で休む場合は必ず連絡をして下さい。また、お迎えがいつもと代わる時は必ずご連絡下さい(無届で1ヵ月以上休んだ場合は退園させられる事があります。)
- 父母以外の緊急連絡先を決めておき、当園に届けて下さい。
- ご家族以外の方で子どもが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家族についての問い合わせには、応じないようになっておりますので、ご親戚の方、親しい方に伝えておいて下さい。
- 都合で園をやめる場合は早めに退園手続きをして下さい。(1号・新2号認定)は退園する月の分までの各種料金を納めて頂きこども園で、(2号認定)は豊見城市役所保育こども園課にて手続きして下さい。

(17) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育時間	教育標準時間	8:30 ~ 14:00 (5,5時間)
休業日	日曜日・土曜日・祝日・慰霊の日(6月23日)	
	夏季休業日(7月21日~8月24日)(予定)	
	秋季休業日(10月9日~10月13日)(予定)	
	冬季休業日(12月25日~1月5日)(予定)	
	春季休業日(3月22日~4月7日)(予定)	
	※長嶺小学校の長期休暇期間と合わせますので変更になる場合があります。上記に掲げるもののほか、市長が指定した日または園長が特に必要と認め、あらかじめ市長に休業日として承認を得た日	

【新2号認定子ども（教育標準時間認定+預かり保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
教育・預かり保育時間	月~土曜日	7:30 ~ 18:30 (11時間)
保育時間	延長保育時間	18:30 ~ 19:00 (30分)
休業日	日曜日・祝日・慰霊の日(6月23日)	
	年末年始(12月29日~1月3日) 慰霊の日(6月23日)	
	上記に掲げるもののほか、市長が指定した日または園長が特に必要と認め、あらかじめ市長に休業日として承認を得た日	

【2号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月~金曜日	7:30 ~ 19:00 (11,5時間)
	土曜日	7:30 ~ 18:30 (11時間)
保育時間	保育標準時間	7:30 ~ 18:30 (11時間)
	延長保育時間	18:30 ~ 19:00 (30分)
休業日	日曜日・祝日・慰霊の日(6月23日)	
	年末年始(12月29日~1月3日) 慰霊の日(6月23日)	
	上記に掲げるもののほか、市長が指定した日または園長が特に必要と認め、あらかじめ市長に休業日として承認を得た日	

【2号認定子ども（短時間保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月～金曜日	7:30 ～ 19:00 (11,5時間)
	土曜日	7:30 ～ 18:30 (11時間)
保育時間	保育短時間	8:00 ～ 16:00 (8時間)
	延長保育時間	7:30 ～ 8:00 (30分)
	延長保育時間	16:00 ～ 19:00 (3時間)
休業日	日曜日・祝日・慰霊の日(6月23日)	
	年末年始(12月29日～1月3日) 慰霊の日(6月23日)	
	上記に掲げるもののほか、市長が指定した日または園長が特に必要と認め、あらかじめ市長に休業日として承認を得た日	

(18) 利用料等

＜利用料金＞

給食費		(第4～8階層)	2号認定	月額	6,300円
		(第1～4階層)			(1,000)円
給食費		(第4～8階層)	1号認定 新2号	月額	5,000円
		(第1～4階層)			5,300円 (1,000)円
延長保育		18:30～19:00	2号認定	月額	2,000円
				日額	30分 200円
		7:30～8:00	2号認定 (短時間)	日額	30分 200円
		16:00～19:00			30分毎 200円
一時預かり保育 (幼稚園型)	※園在籍児対象※7 日前までの要予約	7:30～8:30	1号認定	日額	30分毎 200円
		14:00～18:30		日額	450円
		土曜日、長期休業日等	1号認定 新2号	日額	450円
		8:30～18:30 7:30～18:30			
一時預かり保育 (一般型) ※園に在籍していない子ども		7:30～18:30	3日前までに予約	日額	2,000円

＜その他教育・保育の提供における便宜に要する費用＞

教材費及び活動費	月額	1,000円	年額	12,000円
----------	----	--------	----	---------

(19) 支払方法

教育・保育に係る利用者負担額	口座振替
給食費	口座振替
教材費	口座振替
一時預かり保育料	口座振替
延長保育料	現金徴収
活動費	現金徴収

(20) 提供する特定教育・保育の内容

延長保育	18:30～19:00の30分実施
障がい児保育	障がい児保育の認定を受けている子どもや配慮を要する子どもたちに適切な指導を行う。
子育て支援事業	保育施設に入所していない子どもとその保護者を対象に、遊びの場の提供や子育てに関する相談に応じ、必要な情報を提供する。
一時預かり保育	・幼稚園型 … 1号認定子どもにおいて、教育時間以外に保育を行う。 ・一般型 … 一時的に子どもを見ることが困難になった家庭の為に、一時的に子どもを預かり、教育・保育を行う。
その他、遊道、アポロサイエンス、硬筆、英語であそぼう、琉球ピクスを提供する。	

(21) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式・春の遠足・尿・蛭虫検査
5月	交通安全教室・内科検診・歯科健診
6月	保育参観及び給食参観
7月	終業式・個人面談・夏休み(1号認定)
8月	夏遊び
9月	始業式・えーかんちゃーどー遊び・おじーおばーまじゅん遊びタイム
10月	秋休み
11月	七五三お参り・長嶺小学校合同避難訓練・尿検査・内科検診・歯科健診
12月	えーかんちゃーどー遊び・クリスマス会・終業式・冬休み(1号認定)
1月	始業式・ムーチー作り
2月	豆まき・お別れ遠足・カレーパーティー・保育参観及び給食参観
3月	ひな祭り・卒園式(5歳児)・修了式・春休み(1号認定)

(22) お弁当会について

- 5月より、お弁当会が始まります。毎月第4火曜日
(行事等により、変更する場合があります。毎月の園だよりで、ご確認をお願いします。)
- 爪楊枝やピック等は、誤飲や怪我を防ぐため使用しないで下さい。
- ミニトマト、巨峰、うずらの卵等の球状の食べ物は、誤飲防止のためカットして持たせて下さい。
- デザートは、果物をお願いします。ゼリー等は、持たせないで下さい。
- 弁当はハンカチで包み、弁当・水筒・おしぼり・敷物が入る弁当用のリュックに入れて持たせて下さい。

(23) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

<利用の手続き・決定について>

- 当園は、市から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。
- ①利用定員に空きがない場合

②利用定員を上回る利用の申込があった場合

③当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

●1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

① 在園する児童

② 長嶺こども園に兄弟姉妹が在籍する児童

③ 長嶺小学校区域に住所を有する児童

④ 連携施設に在籍する児童

⑤ 当法人に籍を置く職員の児童

●新2号認定については、支援法第30条の5第1項の規定により、市が認定したとき。

●2号認定子どもについては、支援法第42条の規定により、市が行った利用調整により当園利用が決定されたときはこれに応じる。

●当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

<退園・休園・利用の終了について>

●退園又は休園しようとする1号認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

●当園の利用2号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

①「子ども・子育て支援法」に定める規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。

②支給認定保護者から当園の利用の取り消しの申出があったとき。

③市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

④その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

<留意事項>

●告知・報告

保護者は、園児の安全かつ適切な教育・保育を確保し健全な発育を図るため、子どもの生育歴、家庭環境、健康状態等教育・保育上必要な事項を当園に告知するものとする。

併せて、保護者と当園は、園児の健全な発育を図るため、園児の日々の健康状態及び教育・

保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

●教育・保育不可日

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、園児の保育を行わないことがある。

ア.園児が法定予防接種の未接種等により感染症に罹患し、またはそのおそれがあり、他の園児に感染するおそれがあるとき。

イ.園児が病気等で健康を損ない、通常の教育・保育が困難であるとき。

ウ.災害の発生、または発生の恐れがあり、危険が想定されるとき。

●不正行為等への対応

ア.当園では、保護者が偽りその他の不正な行為により施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市に通知する。

イ.1ヵ月以上の保育料未納者には退園してもらう場合があるので、納め忘れに注意すること。

(24) 嘱託医

医療機関の名称	かでな内科医院
医院長名	嘉手納 成之
所在地	豊見城市豊見城753番地2
電話番号	098-850-5266

(25) 嘱託歯科医

医療機関の名称	みやひら歯科医院
医院長名	宮平 俊男
所在地	豊見城市字真玉橋135番地
電話番号	098-856-4182

(26) 嘱託薬剤師

薬剤師名	土田 寛子
所在地	宜野湾市伊佐3-3-7-702 フラワーキャッスル宜野湾

(27) 緊急時における対応方法

●当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、

速やかに園児の家族等に連絡を取るとともに、園医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 教育・保育の提供により事故が生じた場合は、市保育こども園課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【管轄する消防署】

消防署名	豊見城消防署
所在地	豊見城市字高安339番地1
電話番号	098-850-0529

【管轄する警察署】

警察署名	豊見城警察署
所在地	豊見城市字瀬長17-8
電話番号	098-850-0110

(28) 非常災害対策

防火管理者	赤嶺 琢哉
消防計画届出年月日	平成31年 4月 1日
避難訓練	月に1度、火災、地震、津波等の避難訓練を実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器
避難場所	小学校アスレチック側
緊急時の連絡手段	一斉送信メール又は、電話での情報提供

【暴風時における保育の対応について】

- 登園前に警報が発令されたとき

登園前（午前 7 時半現在）に特別・暴風警報及び津波による避難勧告が発令されているときは、臨時休園となる。

●登園後に警報が発令されたとき

登園後に特別・暴風警報及び津波による避難勧告が発令された時は、保護者は 1 時間以内をめどに迎えることとする。

●警報が解除されたとき

◎午後 12 時以内に特別・暴風警報及び津波による避難勧告が解除された時は、平常保育を行います。（例：11：59）

◎午後 12 時以降に暴風警報及び津波による避難勧告が解除された時は、そのまま休園となる。（例：12：00）

●ケイタリングについて

◎午前 5 時以降に解除された場合、給食の提供が出来ない場合があります。なかよし給食さんの被害状況などで、給食の有無の確定に時間がかかる場合がありますので、基本的に台風の時はおにぎり＋ウインナー等、簡単な弁当を持たすことができるような準備をお願いします。

（29）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	氏名：赤嶺・慶田	TEL：098-851-3254
相談・苦情解決責任者	氏名：赤嶺 恵子	TEL：098-850-3773
第三者委員	氏名：城間夏美	TEL：098-856-0033
		民生委員
	氏名：新里輝吉	TEL：098-850-9170
		元嘉数自治会長
	氏名：永吉芳	TEL：080-6490-2212
		恵福祉会 監事

【要望・苦情等への対応方法】

●当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等の苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

●苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合い

による解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

- 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

【虐待防止のための措置】

- 利用園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を定め、職員に対する研修を実施する。

虐待防止責任者	氏名：赤嶺 琢哉	TEL：098-851-3254
---------	----------	------------------

（３０）賠償責任保険の加入状況

賠償責任保険について、以下に加入する。

保険の種類	普通傷害保険
保険の内容	死亡・後遺障害・入院・通院・食中毒
保険金額	1,197円

（３１）個人情報の取り扱い

- 園児及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用する。
- 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、修了に当たり入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- 市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- 他のこども園・保育園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

（３２）その他保護者に説明すべき事項

- アレルギー疾患をお持ちの児童は医療機関が交付する診断書の提出をお願い致します。
- 当園の敷地内は、すべて禁煙とする。
- 当園では、にこにこゆいまーる（保護者活動）を行うものとする。
- 当園において、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は行わないこと。
- 登園、降園においては、保護者の責任のもと、必ず職員への引継ぎをお願い致します。

(33) 業務の質の評価

- 当園は、提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善に努める。

◎園の自己評価

保育教諭の自己評価を踏まえ、当園の教育・保育の内容等について自己評価を行う。

◎外部評価

保護者へのアンケートを年2回行う。

◎公表方法

玄関カウンターにて開示するように努める。

(34) 慣らし保育と通常保育について

区分	開始日		時間帯
1号認定児童	新規児童	4/8(金)～慣らし保育	8:30～13:00(給食後)
	継続児童	4/8(金)～通常保育	順次登園して下さい。
新2号認定	新規児童	4/2(土)～慣らし保育	8:30～13:00(給食後)
	継続児童	4/1(金)～通常保育	順次登園して下さい。
2号認定児童	新規児童	4/2(土)～慣らし保育	8:30～13:00(給食後)
	継続児童	4/1(金)～通常保育	順次登園して下さい。
2号認定児童 (短時間)	新規児童	4/2(土)～慣らし保育	8:30～13:00(給食後)
	継続児童	4/1(金)～通常保育	順次登園して下さい。

(35) 家庭保育協力願いについて

※豊見城市保育研究大会 令和4年5月28日(土)

※新年度準備 令和5年3月31日(金)

※わらびんちゃあ遊愛フェスティバル

※親子遠足・夏まつり・えーかんちゃーどーあそび等の園行事の午後

(36) 土曜日保育について

保護者の皆さまの就労形態変化に伴い、長嶺こども園においても11時間の通常開園に加え、30分の延長保育を行い11時間30分開園(7:30~19:00)し、多様なニーズに(就労形態)に応えようと実施しているところです。それに対応するために職員のシフト体制も多様化(長時間化)しています。現行の保育制度は、原則、保育時間おおむね8時間とされておりますが、前述した保護者の皆さまの労働形態に対応するために、開園時間を延ばし努力しているところです。日々の保育を充実させるためには、職員の週休を土曜日になるべく実施し、通常保育の日には極力担任が欠けない状態で保育を行いたいと思います。

また、教育・保育の質が問われる現在、職員間の共通理解を深める会議及び教育・保育団体の研修会は土曜日・日曜日を利用して開催されることが多く、より多くの職員を^{よこ}遣し研鑽を重ね、より保育の質を高めていきたいと考えております。

つきましては、お仕事がお休みでご協力いただける方は、ご家庭で過ごしていただき幼児期の大切な時間を親子で関わり、愛情をより深めてほしいと思います。もちろん、お子さまの育ちのみならず、保護者の皆さまの就労支援もこども園の大切な役割ですので、お仕事の方や用事等があればぜひ登園させていただきますよう、ご理解とご協力よろしく願いいたします。

尚、お手数ですが土曜日の保育をスムーズに運営できるように、土曜保育を希望される方は、別紙(土曜保育申請書)を提出して下さるようお願い申し上げます。

土曜日保育利用申請書				
長嶺こども園		令和 年 月 日		
下記の通り土曜日保育利用をしたいので申請します。				
フリガナ		クラス		
児童名			保護者名	
フリガナ		クラス	フリガナ	クラス
児童名			児童名	
利用する日付、時間を記入して下さい。 《希望利用内容》①仕事 ②他・理由事項()				
日付	利用時間帯		父(利用理由)	母(利用理由)
/	時 分 ~ 時 分			
迎えに来る人	氏名	続柄	電話番号	
※人数把握・給食・おやつ等の関係により、申請書を利用週の木曜日までに、提出を宜しくお願いします ※申請書は玄関先に、ご用意しております。				

3 事務調査の主な内容

① 宮の森こども園の民営化について

1 進捗状況について

(1) これまでの経過（令和4年度）

日付	取組等	主な内容等
5月24日	宮の森こども園職員向け説明会	【説明事項等】 ① 宮の森こども園の民営化基本方針（案）について ② 民間移管に向けたスケジュール（案）
5月26日	こども園つみき職員向け説明会	
6月13日	「厚真町宮の森こども園民営化」保護者・住民説明会（厚南会館） 【参加者】17人	【説明事項等】 ① 宮の森こども園の民営化基本方針（案）について ② 民間移管について変わること・変わらないこと ③ 民間移管に向けたスケジュール（案） ④ 質疑応答
6月15日	「厚真町宮の森こども園民営化」保護者・住民説明会（総合福祉センター） 【参加者】2人	
6月17日	「宮の森こども園民営化基本方針（案）」へのご意見等の募集について	宮の森・つみき両園の保護者を対象に実施
7月14日	第1回厚真町公私連携法人選定委員会	【主な議題】 ① 厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等（案）について ② 厚真町公私連携保育法人募集要項（案）及び厚真町公私連携保育法人選定審査要領（案）について
7月15日	宮の森こども園民営化基本方針策定	
8月10日	公私連携保育法人の募集開始（～9月30日まで）	【公私連携保育法人の募集・選定に関する要項・要領等】 ① 厚真町公私連携保育法人募集要項 ② 厚真町公私連携保育法人選定審査要領 ③ 厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等

(2) 今後の主な予定

日付	取組等	主な内容等
10月28日	第2回厚真町公私連携保育法人選定委員会	公私連携保育法人の審査について
10月31日	公私連携保育法人の選定及び仮協定の締結	
11月	会計年度任用職員に対する説明会	次年度以降の会計年度任用職員の採用及び法人における職員募集について
12月	必要な議案の議会への提案	【現時点で想定される議案】 厚真町こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例の一部改正 ※施行日は令和6年4月1日を予定
12月	公私連携保育法人と協定締結	上記議案の議決後に締結予定
未定	保護者への説明会	協定締結後速やかに実施予定

2 厚真町宮の森こども園民営化基本方針について

(1) 基本方針の概要

1 民営化の趣旨

これまで認定こども園が取り組んできたソフト・ハード両面の取組をより加速化し、最大の効果を発揮することを目指し、機動性や柔軟性をもつ「民」と「公」が協働して、質の高い保育サービスを提供する体制を構築していくことを目的に宮の森こども園の民営化を進める。

(1) 施設

厚真町宮の森こども園（定員80人）

厚真町字上厚真258番地の7

(2) 年齢別児童数（令和3年度末）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
5	10	14	14	8	9	60

	(3) 民営化園の選考理由 宮の森こども園の教育・保育提供区域である厚南地区の中心である上厚真市街地において上厚真きらりタウンの整備による住宅地分譲や、平成26年度から令和3年度までに30戸の子育て支援住宅が建設され、町外から移住してきた家族形成期の世帯が多く、さらなる地域子育て支援の充実が求められている。
2	第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画で整理された主な課題 (1) 教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境整備による教育・保育の一体的な提供の推進 (2) 子どもの最善の利益を第一に考えた質の高い教育・保育の提供と事業者が新規参入する場合の受け入れ体制づくり (3) 子どもの育ちを支える保育士等の確保及び資質の向上（職員研修、教育アドバイザーによる人材育成、労働環境の配慮） (4) 子育ての相談先・相談相手について相談ができる地域の子育て支援拠点の充実
3	民営化を進めるにあたっての基本的考え方 (1) 民営化により目指すもの ① 質の高い保育・幼児教育の早期実現 ② 保育士の人材育成及び安定的な確保 ③ 柔軟性とスピード感のある保育環境の改善 (2) 民営化の進め方 「子どもの最善の利益」を最優先とし、在園児や保護者、地域に不安や懸念を与えることがないように、情報提供に努め、円滑に民間法人へ移管できるよう十分に配慮して進める。 (3) 民間法人の役割 ① これまでの教育・保育の継承。多様化する保育ニーズに柔軟に対応する保育サービスの提供と安定的・持続的な運営 ② 地域の子育てを支援する役割や機能の充実 ③ 豊かな人間性を育む、民間事業者ならではの特色ある教育・保育事業の提供 ④ 子育て拠点としての施設・環境整備の推進 (4) 厚真町の役割 ① 認定こども園の運営に対する指導監督 ② 保育士の研修や保育環境整備の推進に向けた支援 ③ 認定こども園の問題や課題等の解決に向けた助言・指導 ④ 法人と保護者・地域との連携に向けた支援

	(5) 民営化における町職員（保育士等）の処遇 ① 正職員 町立の認定こども園つみき等に配置転換することを基本とする。ただし、法人から要請があった場合は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第29号）に基づき、民間法人に正職員を派遣する。 ② 会計年度任用職員 民営化する園で勤務を希望する者（認定こども園つみきで勤務している者を含む）については、優先的に雇用されるよう、法人に要請する。
4 民営化の実施について	(1) 民営化の方法等 ① 施設類型 公私連携保育所型認定こども園（認定こども園法第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項） ② 公私連携保育法人の指定 認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力と実績を有する法人を「公私連携保育法人」として指定（児童福祉法第56条の8第1項） ③ 協定の締結 町と公私連携保育法人が協定を締結。町の関与を明確にし、適正な運営を担保（児童福祉法第56条の8第2項） ④ 土地・建物等 認定こども園の設置必要な土地、建物及び備品類は無償又は廉価により譲渡、貸付（児童福祉法第56条の8第4項） (2) 民営化の実施時期 令和6年4月1日 (3) 公私連携保育法人の募集と選定 公募及びプロポーザル（企画提案）方式 (4) 公私連携保育法人への引継ぎについて 保育環境の変化による子どもや保護者への負担や影響が最小限となるよう、引継ぎ期間を設け、引継ぎを行う。 (5) 民営化までのスケジュール（予定） [略]

3 公私連携保育法人（民間運営法人）の指定について

（１）厚真町公私連携保育法人の指定に関する要綱（令和４年告示第６７号）

項目	主な規定内容
趣旨（第１条関係）	・ 公私連携保育所型認定こども園の設置及び運営を行う同項の公私連携保育法人の指定に関し必要な事項を定めるために要綱を策定する
候補者の公募（第２条関係）	・ 法人の選定は公募により候補者を選定し行う ・ 公募を行う場合は条件を付することができる ・ 公募は募集要項を作成する
公募によらない候補者の選定等（第３条関係）	・ 町長は、必要があれば公募によらず候補者を選定することができる
申請及び審査等（第４条関係）	・ 指定を受けようとする法人は、申請書等を提出し、申請するものとする ・ 選定は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行う
協定の締結（第５条関係）	・ 法人の指定にあたり協定を締結しなければならない ・ 協定の有効期間は１０年以内とする
公私連携保育法人の指定（第６条関係）	・ 協定締結後、公私連携保育法人の指定を行う
候補者を指定しない場合の取扱い（第７条関係）	・ 町長は候補者を公私連携保育法人として指定しない場合は、審査における次点者を新たな候補者することができる。また、当該候補者がなかったときは改めて公募を行うものとする
公私連携保育法人選定委員会の設置・構成員・会議・守秘義務・庶務（第８～１２条関係）	・ 候補者選定に係る審査等を行うために公私連携保育法人選定委員会を設置する。 ・ 選定委員会の構成は次のとおりとする。 (1) 厚真町子ども・子育て会議の委員の代表 (2) 防災担当理事 (3) 総務課長 (4) 総務課財政担当参事 (5) 生涯学習課長 (6) 生涯学習課学校教育担当参事 (7) まちづくり推進課長 (8) 住民課長 ・ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする ・ 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない

○主な運営条件等（関係法規等による一般的な規定を除く。一部抜粋）

項目	主な内容																					
3 宮の森こども園の概要 (2) 用地及び園舎の貸付等について	① 用地、園舎及び遊具・付帯設備（太陽光発電設備と付属する受給電設備は除く）等については、協定有効期間中、有償により貸し付けるものとし、その対価は、国が定める公定価格における賃貸借加算額の範囲内とする。（児童福祉法第56条の8第4項） ② 宮の森こども園において現に使用している備品のうち、町と公私連携保育法人が協議のうえ合意したものについては、無償譲渡する。ただし、譲渡した備品は、園内で使用するものとし、その使用可能な期間中は、他者に貸し付けたり売り払いしたりしてはならないものとする。 ③ ①及び②の貸付及び譲渡は、厚真町財産条例（平成9年条例第3号）の規定又は厚真町議会の議決を前提とする。 ④ 施設の修繕や改修等については、町の許可を得たうえで公私連携保育法人の負担と責任において適時適切に行うものとする。ただし、次に掲げる大規模改修については、町と協議により行うものとする。 【大規模改修の内容の例】 屋根の塗装及び張替、外壁の塗装及び張替、フローリングの塗装及び張替、壁（内装）及び天井の張替、空調等の機器の更新など ⑤ 園舎との合築施設である厚南子育て支援センター及び厚南児童会館との共用部分（園庭、駐車場及び一部電気設備）については、町がこれまでどおり利用できるものとし、当該合築施設の運営に支障が無いよう配慮すること。また、共有部分の維持管理は公私連携保育法人が行うこととし、当該施設の使用に係る経費負担割合は次のとおりとする。 なお、現時点で想定している施設の使用形態から大きく変わる場合は、その都度、必要に応じて見直しを行うこととする。 <table><tr><th>項目</th><th>こども園</th><th>厚南児童会館</th></tr><tr><td>電気料</td><td colspan="2">電力量計で測定した使用量に応じて按分</td></tr><tr><td>電気保安業務委託料</td><td>50%</td><td>50%</td></tr><tr><td>草刈業務委託料</td><td>50%</td><td>50%</td></tr><tr><td>除雪委託料（駐車場）</td><td>50%</td><td>50%</td></tr><tr><td>園庭の維持管理費</td><td>100%</td><td>0%</td></tr><tr><td>その他の経費</td><td colspan="2">別途、協議により決定</td></tr></table>	項目	こども園	厚南児童会館	電気料	電力量計で測定した使用量に応じて按分		電気保安業務委託料	50%	50%	草刈業務委託料	50%	50%	除雪委託料（駐車場）	50%	50%	園庭の維持管理費	100%	0%	その他の経費	別途、協議により決定	
項目	こども園	厚南児童会館																				
電気料	電力量計で測定した使用量に応じて按分																					
電気保安業務委託料	50%	50%																				
草刈業務委託料	50%	50%																				
除雪委託料（駐車場）	50%	50%																				
園庭の維持管理費	100%	0%																				
その他の経費	別途、協議により決定																					

	当額から、町派遣職員に直接支給した手当等の額を差し引いた額を町に支払うものとする。 (8) 移行に伴う変更手続きやその経費については公私連携保育法人の全額負担とする。 (9) 公私連携認定こども園を運営・整備するにあたっての費用に対し、国・北海道の補助制度及び町の要綱に基づき、補助金を交付する。なお、補助金額は、町の予算の範囲とし、予算は、議会の議決を前提とする。
1 2 移行準備・共同保育（引継ぎ）について	(1) 公私連携こども園への移行に際し、説明会等を開催し保護者や地域住民から理解が得られるよう努めること。 (2) 宮の森こども園の現状の教育・保育内容等の引継ぎを行い、子どもたち一人ひとりの状況把握や信頼関係の構築を図るため、町が宮の森こども園で実施する共同保育業務を受託すること。なお、共同保育の期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日とし、引継事項については、町と協議のうえ決定する。 (3) 共同保育業務において、町職員の保育士配置を6人（園長、副園長及び主任保育士を含む）と想定し、公私連携保育法人は、開園後の体制を見据え、当該業務実施期間中、フルタイムの保育士を7人以上、常勤の事務担当職員を1人、調理員及びその他保育に従事する者（パートタイム職員も可）を若干名確保し、宮の森こども園の業務に従事させること。なお、令和5年4月1日現在で必要な職員を確保できる見込みがない場合は、事前に町に申し出ること。
1 4 三者協議会（仮称）について	(1) 公私連携認定こども園の教育、保育内容及び運営に関することについて協議するため、公私連携保育法人、保護者及び町で構成する三者協議会（仮称）を設置すること。

(4) 応募状況（10月1日現在）

応募者数 1法人（社会福祉法人）

(5) 協定の締結について

町と法人が協定を締結することで、公私連携保育所型認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について確実に担保します。（児童福祉法第56条の8第2項）

① 公私連携保育所型認定こども園の設置及び運営に関する協定書（骨子）

- ① 公私連携保育所型認定こども園の名称及び所在地
- ② 公私連携保育所型認定こども園における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③ 町による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する事項
- ④ 協定有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携保育所型認定こども園の設置及び運営に関して必要な事項

4 民営化後の財政支援等について

（１）施設型給付について

公私連携保育所型認定こども園に対する財政支援は、平成２７年度から施行された子ども・子育て支援新制度において創設された「施設型給付」により保障されます。

① 給付の基本構造について

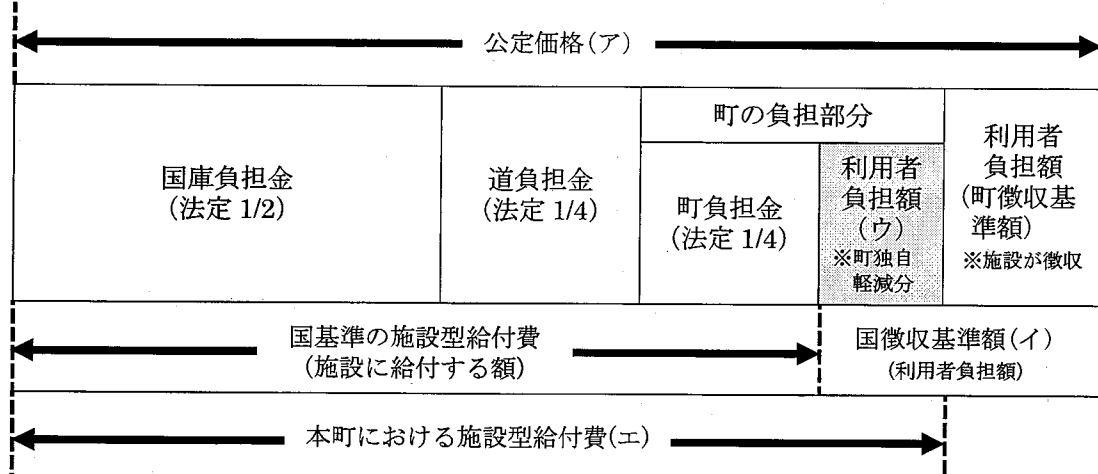
施設型給付費の基本構造は、子ども一人当たりの教育・保育に通常要する費用で、毎年度、内閣総理大臣が定める基準で算定された額（公定価格）から政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担額）を控除した額となります。

$$\text{「施設型給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

給付については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設が市町村から「法定代理受領」する仕組みとなります。

利用者負担額は、本町では、厚真町特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則（平成２９年規則第１４号）により利用者負担額を規定しており、利用者負担額の軽減を図るため町独自の徴収基準を設けています。

○施設型給付のイメージ



○令和3年度決算(見込み)を算定ベースにしたシミュレーション(単位:千円)

公定価格	利用者負担額		施設型給付費(エ)	
	国基準額	町独自軽減分		うち町負担額
ア	イ	ウ	(ア-イ) + ウ	((ア-イ) * 25%) + ウ
89,543	11,149	6,596	84,990	26,195

【添付資料】

- ① 厚真町宮の森こども園民営化基本方針
- ② 厚真町公私連携保育法人の指定に関する要綱
- ③ 厚真町公私連携保育法人募集要項
- ④ 厚真町公私連携保育法人選定審査要領
- ⑤ 厚真町公私連携保育所型認定こども園運営条件等

厚真町宮の森こども園 民営化基本方針

1 民営化の趣旨

近年、人口減少・少子高齢化の進展、核家族化の進行など、保育を取り巻く状況も変化してきており、保護者の就労機会の増加による保育需要の増加だけではなく、就労形態も多様化していることから、保育サービスの一層の充実が求められています。そうした中、本町では令和2年3月に子育て支援の指針となる第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまち」を基本理念に、町、家庭、教育・保育関係機関及び地域がそれぞれの責務と役割のもと、一体となって子育て支援施策を総合的に推進しているところです。

現在、厚真町にある教育・保育施設は、すべて認定こども園となっています。教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と保育士等の子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であります。

これまで認定こども園が取り組んできたソフト・ハード両面の取組をより加速化し、最大の効果を発揮することを目指し、機動性や柔軟性をもつ「民」と「公」が協働して、質の高い保育サービスを提供する体制を構築していくことを目的に宮の森こども園の民営化を進めます。

(1) 施設

名 称	厚真町宮の森こども園（定員80人）
住 所	厚真町字上厚真258番地の7

(2) 年齢別児童数（各年度末）

宮の森 こども園	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
0歳児	—	5	7	6	12	6	5
1歳児	10	7	10	11	8	15	10
2歳児	13	20	10	10	11	12	14
3歳児	7	16	21	15	9	8	14
4歳児	17	10	17	20	16	10	8
5歳児	11	21	12	17	18	14	9
計	58	79	77	79	74	65	60

(3) 民営化園の選考理由

宮の森こども園の教育・保育提供区域である厚南地区の中心である上厚真市街地において上厚真きらりタウンの整備による住宅地分譲や、平成26年度から令和3年度までに30戸の子育て支援住宅が建設され、町外から移住してきた家族形成期の世帯が多く、さらなる地域子育て支援の充実が求められています。

2 第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画で整理された主な課題

- (1) 教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境整備による教育・保育の一体的な提供の推進
- (2) 子どもの最善の利益を第一に考えた質の高い教育・保育の提供と事業者が新規参入する場合の受け入れ体制づくり
- (3) 子どもの育ちを支える保育士等の確保及び資質の向上（職員研修、教育アドバイザーによる人材育成、労働環境の配慮）
- (4) 子育ての相談先・相談相手について相談ができる地域の子育て支援拠点の充実

3 民営化を進めるにあたっての基本的考え方

(1) 民営化により目指すもの

① 質の高い保育・幼児教育の早期実現

厚真町の目指す保育である「自ら育つ力」を伸ばすことのできる特色のある先進的な保育を实践するノウハウ・組織力・人材育成力を持つ民間法人が町と連携しながら宮の森こども園を運営することにより、質の高い保育・幼児教育を継続して提供します。

② 保育士の人材育成及び安定的な確保

先進的な取り組みを行っている民間法人の保育指針・経営理念に基づく保育・幼児教育を行うことにより、町内の認定こども園における保育士の人材育成を図ります。また、情報発信を強化し、先駆的取組に理解や興味を示す質の高い保育士に魅力ある就職先として選択してもらうことで安定的な人材の確保を目指します。

③ 柔軟性とスピード感のある保育環境の改善

民間法人による柔軟性とスピード感を持った運営により、保護者のニーズや現場感覚に即応し、保育環境の改善を図ります。

(2) 民営化の進め方

民営化を進めるにあたっては、「子どもの最善の利益」が実現されることを最優先とし、在園児や保護者、地域に不安や懸念を与えることがないように、情報提供に努め、円滑に民間法人へ移管できるよう十分に配慮して進めます。

(3) 民間法人の役割

- ① これまでの認定こども園の教育・保育を継承することを基本としつつ、多様化する保育ニーズに柔軟に対応する保育サービスを提供し、安定的・持続的な運営に努めること。
- ② 一時保育の充実、育児相談や子育て家庭の交流の場を提供するなど、地域の子育てを支援する役割や機能の充実に努めること。
- ③ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期である乳幼児期において、豊かな人間性を育むことができるよう、民間事業者ならではの特色ある教育・保育事業の提供に努めること。
- ④ 地域における子育ての拠点として、子ども達が安全・安心に過ごせるよう施設・環境整備の推進に努めること。

(4) 厚真町の役割

- ① 民間法人と協定を結び、町の関与を明確にすることで、認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業について確実に担保し、認定こども園が適正に運営されるよう指導監督します。
- ② 保育士の研修や保育環境の整備が推進されるよう支援します。
- ③ 民営化後は、民間法人が設ける保護者及び町との三者による協議の場において、問題や課題等の解決に向けて町が助言・指導します。
- ④ 民営化後においては認定こども園での生活が子どもたちに有益となるよう、民間法人と保護者や地域の方との連携が深まるよう努めます。

(5) 民営化における町職員（保育士等）の処遇

- ① 正職員 町立の認定こども園つみき等に配置転換することを基本としますが、民間法人から要請があった場合は、職員の入れ替わりによる環境の変化を最小限に抑える観点から、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第29号）に基づき、当面の間、民間法人に正職員を派遣します。
- ② 会計年度任用職員 民営化する認定こども園で勤務を希望する方（認定こども園つみきで勤務している者を含む）については、優先的に雇用されるよう、民間法人に要請します。

4 民営化の実施について

(1) 民営化の方法等

① 施設類型

公私連携施設の類型は、これまでの認定こども園としての施設運営を継承する観点から、「公私連携保育所型認定こども園」（認定こども園法第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項）とします。

② 公私連携保育法人の指定

民間法人は、認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力と実績を有する者とし、町と協定を締結したうえで、町が民間法人を「公私連携保育法人」として指定します。

③ 協定の締結

町と公私連携保育法人が協定を締結し、公私連携保育所型認定こども園において提供される教育・保育・子育て支援事業等などについて町が関与することで、適正な運営が担保されます。

なお、協定に基づき教育・保育・子育て支援事業が適切に提供されているかについては、町が指導監督します。協定違反が発覚した場合は、是正勧告や指定取消を行います。

④ 土地・建物等

既存の宮の森こども園の土地、建物及び備品類を無償又は廉価により譲渡、貸付し、公私連携保育所型認定こども園の設置支援を行います。

(2) 民営化の実施時期

令和5年度に町と公私連携保育法人による共同保育を行い、令和6年4月1日から公私連携保育法人による運営開始を予定しています。

(3) 公私連携保育法人の募集と選定

公私連携保育法人の指定に関する要綱を策定し、公募を行い、プロポーザル（企画提案）方式により適正かつ公平に選定します。

(4) 公私連携保育法人への引継ぎについて

保育環境の変化による子どもや保護者への負担や影響が最小限となるよう、引継ぎ期間を設け、円滑かつ適切に引継ぎが行われるよう進行管理します。

(5) 民営化までのスケジュール (予定)

年度・月	内 容
令和4年度 4～6月	①民営化基本方針（案）の策定 ②保護者及び地域への説明・意見交換会 ・民営化へのご理解とご協力 ・意見等を方針へ反映 ③民営化基本方針の決定 ④公私連携保育法人の指定に関する要綱の策定 ⑤公私連携保育法人募集要項の策定
7～9月	⑥公私連携保育法人の募集 ⑦選定委員会（書類審査・ヒヤリング） ⑧公私連携保育法人の決定
10～12月	⑨仮協定の締結 ⑩本協定締結に必要な議案等の議会提案
1月～3月	⑪本協定の締結 ⑫公私連携保育法人指定申請
令和5年度 4月～3月	⑬町と公私連携保育法人による共同保育の実施
令和6年度 4月1日	⑭公私連携保育所型認定こども園の開所

【参考資料】

第4次厚真町総合計画（令和3年度～令和7年度）※関係部分一部抜粋

基本目標1 人が輝くあつま

基本施策1 子ども・子育て支援の充実基本目標

めざす姿	基本方針
地域ぐるみで子育てを支援、子どもたちがすくすくと育っている。	〇家庭、こども園等、地域が連携し、子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

■まちづくり指標（抜粋）

指標名	現状値	めざそう値	備考
こども園の満足度	94.4%	100%	町内2園における保護者アンケートの平均

■現状と課題

〇子どもたちが健やかに育つとともに、子育てに喜びを感じ、親子がともに成長していくために、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業のほか、子育てに関する相談・情報提供・交流の場である子育て支援センター、認定こども園や放課後児童クラブを運営しています。また、経済的支援として、法定制度である児童手当のほかに、道の制度に上乗せし乳幼児・小中学生・高校生の医療費の自己負担額をポイント還元することで実質無料化を図っています。さらに、認定こども園の保育料軽減と負担額の2割をポイント還元するなどの支援を行っています。

〇児童福祉法に基づく従来の保育所機能に幼稚園の機能を付加した「認定こども園」として、こども園つきみ・宮の森こども園を運営しています。仕事や介護と子育ての両立などのニーズに対応するため、町では保育の受け皿確保に努め、近年は待機児童ゼロを達成していますが、全国の傾向と同様に保育人材の不足感は高まっていることから、人材確保をはじめとしたさらなる受け皿整備が必要となります。また、子どもの活動がより豊かに展開されるよう、さまざまな角度から園の環境整備を行うとともに、保護者や地域が連携して子育てに取り組むネットワークづくり・関係づくりを進める必要があります

■具体的な取り組み

施策項目	1-2	就学前教育・保育の充実
------	-----	-------------

こども園においては、遊びを中心とした教育・保育を基本とし、自然とのふれあいや、友だち、地域の人々とのかかわりから、意欲や自発性、社会性や思考力などより良く生きるために必要な力を育みます。

就学前教育・保育のさらなる推進と質の向上のため、子どもたちが自主性を持って遊ぶことができる園庭の整備を行うとともに、こども園の民営化について検討を進めます。

【主な取組・事業】 ・こども園運営事業 ・認定こども園整備事業

施策項目 1-3	子育て支援の充実
----------	----------

子育てに関する相談・情報提供・交流の場として、未就園児童とその保護者が集う子育て支援センター、小学生が中心に集まる児童会館・放課後子どもセンター・放課後児童クラブの行事メニューや設備・運営体制の充実に努め、子育てに関する悩み・不安の解消や、子どもたちの放課後生活の充実に努めます。

また、国・道の制度なども活用しつつ、医療費や保育料などの負担軽減を図りながら、中学生の進学や、高校生の通学・進学支援など、子育て家庭への経済的支援を継続して行うとともに、ボランティアの協力を得ながら、地域で子育て家庭や子どもたちを支えるネットワークづくりを進めます。

児童虐待などの問題に対しては、関係機関とともに、早期発見・早期対応に努めていきます。

【主な取組・事業】 ・子育て支援センター運営事業 ・エンゼル基金費 ・出産祝金支給事業・子育て支援医療費等還元事業 ・新生児誕生記念品事業

第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画

第3章 計画の基本的な考え方 について

1 基本理念

「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまち」

2 基本目標

基本目標1 子どもの育つ力を伸ばす

基本目標2 子育て家庭の育てる力を伸ばす

基本目標3 地域 みんなで子育てを支える

第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

現在、厚真町にある教育・保育施設は、すべて 認定こども園となっています。教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、厚真町では 子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上 に向けた支援を していきます。また、事業者が新規に参入する場合の受け入れ制づくりを図っていきます。

4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外にも幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

- ①幼・保・小の職員合同研修や連携等、資質向上に向けた取組の充実
- ②職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
- ③教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ④幼児教育アドバイザー等による質の向上に向けた支援の検討

第7章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進と、その他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または、運営を促進するための事業です。希望する事業者に合わせて、実施を図ります。

厚真町では、事業が必要な場合には、新規事業者が円滑に事業を実施できるように図っていきます。

○各認定こども園の年齢別入所児童数（各年度3月末日現在）

（単位：人）

こども園 つみき	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
0歳児	8	9	6	9	8	6	7
1歳児	13	11	13	9	14	17	9
2歳児	14	15	12	17	12	16	21
3歳児	24	16	24	16	26	14	24
4歳児	26	25	17	20	16	26	15
5歳児	23	25	24	19	22	18	26
計	108	101	96	90	98	97	102

（単位：人）

宮の森 こども園	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
0歳児	—	5	7	6	12	6	5
1歳児	10	7	10	11	8	15	10
2歳児	13	20	10	10	11	12	14
3歳児	7	16	21	15	9	8	14
4歳児	17	10	17	20	16	10	8
5歳児	11	21	12	17	18	14	9
計	58	79	77	79	74	65	60

※平成27年度は僻地保育所

○認定こども園一覧

項 目	こども園つみき	宮の森こども園
認定こども園運営開始年度	平成24年度	平成28年度
構 造	木造平屋建	木造平屋建
敷地面積	3260.92㎡	5110.51㎡
延床面積	1018.92㎡	1175.63㎡
部 屋 数	8	8

○こども園の運営方式別の主な違い

運営方式	直営 (公設公営)	委託 (指定管理含む) (公設民営)	移管 (民設民営)
設置区別	公立 (町立)		民間 (私立)
設置主体	町		社会福祉法人等
運営主体	町	受託者 (指定管理者)	社会福祉法人等
施設 (土地・建物)	町所有		町所有 (貸与又は譲渡)
職 員	町職員 (公務員)	法人職員	
運営費	一般財源 (町)	一般財源 (町) (委託料・指定管理料)	運営費 (公費負担)
○ 移管の場合は、完全な民間のこども園となり、運営費を国・都道府県・市町村が負担します。運営費は、公定価格から利用者負担額（保育料）を差し引いた額に対し、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4負担することになり、市町村の財政負担が軽減されます。また、施設整備には、国の保育所等整備交付金を活用することができます。 ○ 委託の場合は、一般財源で直営だったものが、受託者（指定管理者含む。）に委託料を支払って運営委託することになります。委託料は、運営費に相当し、国・都道府県の公費負担はなく全額町負担となりますが、普通交付税の措置があります。 ○ 移管の場合は、民間法人がこども園を廃止しない限りこども園は存続します。委託の場合は、期間に制限を設け、その都度受託者を公募により決定するケースが多くなっています。 ○ 委託の場合は、土地・建物とも町所有のままなので、修繕等維持経費は通常市町村が負担することになります。			

厚真町公私連携保育法人の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚真町における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項の公私連携型保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項の公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携型保育所等」という。）の設置及び運営を行う同項の公私連携保育法人（以下「公私連携保育法人」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(候補者の公募)

第2条 町長は、公私連携保育法人を指定しようとするときは、公募によりその候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 町長は、前項の公募を行う場合において、公私連携型保育所等の運営を継続的かつ安定的に行うために必要があると認められるときは、条件を付することができる。

3 第1項の公募は、公私連携保育法人が行う教育・保育の基準及び業務の範囲、前項の条件その他必要な事項を明示した厚真町公私連携保育法人募集要項（以下「募集要項」という。）を作成して行うものとする。

(公募によらない候補者の選定等)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定にかかわらず候補者を選定することができる。

- (1) 公私連携型保育所等の設置目的、特性、規模等から特定の法人を指定することが、適切な管理運営に資すると認められるとき。
- (2) 緊急の必要により公募することができないとき。
- (3) その他、町長が特に必要と認めたとき。

(申請及び審査等)

第4条 公私連携保育法人の指定を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、厚真町公私連携保育法人指定申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、募集要項に定める期日までに町長に申請するものとする。

- (1) 法人概要調書
- (2) 法人代表者の履歴書
- (3) 最新の役員・評議員の構成一覧表
- (4) 公私連携型保育所等の運営方針
- (5) 公私連携型保育所等の事業計画書
- (6) 公私連携型保育所等の収支予算書
- (7) 定款又は寄附行為の写し
- (8) 法人の登記簿謄本の写し又は現在事項全部証明書
- (9) 法人の財産目録及び貸借対照表（直近３期分）
- (10) 法人の資金収支決算書及び事業実績報告書（直近３期分）
- (11) 法人の収支予算書及び事業計画書
- (12) 法人の資産状況を明らかにする書類
- (13) 公私連携保育法人指定申請に関する誓約書（別記様式第２号）
- (14) 納税証明書の写し（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税並びに市区町村民税。非課税の場合は非課税証明書の写し。いずれも直近３期分。）
- (15) 法人税申告書の写し（直近３期分）
- (16) 消費税及び地方消費税の申告書の写し（直近３期分）
- (17) その他町長が必要と認める書類

２ 町長は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準に照らし、公私連携型保育所等の運営を最も適切に行うことができると認められる申請者を候補者として選定するものとする。

- (1) 児童に対する適切な保育を行う能力を有すること。
- (2) 認定こども園を継続的かつ安定的に運営する能力を有すること。
- (3) 児童福祉法第３５条第５項各号に掲げる基準を満たしていること。
- (4) 北海道認定こども園の認可の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成１８年北海道条例第７８号）及び厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成２３年１２月１６日厚真町条例第１４号）に定める基準を満たすことができること。

- 3 前項の規定による選定は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行うものとし、別に定める手続きにより審査するものとする。
- 4 町長は、前項の審査の結果について、公私連携保育法人の指定候補者選定審査結果通知書（別記様式第3号。以下「結果通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
- 5 町長は、第1項の申請者がなかったとき又は第3項の審査において候補者が選定されなかったときは、改めて募集要項を作成し、第2条第1項の規定により公募を行うものとする。

（協定の締結）

第5条 町長は、公私連携保育法人の指定に当たっては、あらかじめ、候補者と児童福祉法第56条の8第2項の協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

- 2 協定の有効期限は、10年以内の範囲において定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、町長は、候補者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該候補者と協定を締結しないことができる。この場合において、町長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に通知するものとする。
 - (1) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき。
 - (2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
 - (3) 経営状況の急激な悪化等により、事業実施が確実でないと認められるとき
 - (4) 社会的信用を著しく損なう等により、公私連携保育法人として適当でないと認められる事実が生じたとき。

（公私連携保育法人の指定）

第6条 町長は、協定の締結後、候補者を公私連携保育法人として指定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により公私連携保育法人の指定をするときは、厚真町公私連携保育法人指定通知書（別記様式第4号）により、当該指定をする候補者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、町長は、候補者が前条第3項各号（第2号を除く。）

のいずれかに該当するときは、協定を解除し、公私連携保育法人として指定しないことができる。この場合において、町長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に通知するものとする。

(候補者を指定しない場合の取扱い)

第7条 町長は、第5条第3項又は前条第3項の規定により候補者を公私連携保育法人として指定しない場合は、第4条第3項の審査において当該候補者に次ぐ評価を得た申請者を新たに候補者とし、結果通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合において、当該候補者に次ぐ評価を得た申請者がなかったときは、町長は、改めて募集要項を作成し、第2条第1項の規定により公募を行うものとする。

(公私連携保育法人選定委員会の設置)

第8条 第4条第3項の審査、その他公私連携保育法人に関する事務を処理するため、公私連携保育法人選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 候補者の選定基準及び評価方法に関すること。
- (2) 候補者の審査及び選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、候補者の選定に関し町長が必要と認めた事項に関すること。

(構成員)

第9条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 厚真町子ども・子育て会議の委員の代表
- (2) 防災担当理事
- (3) 総務課長
- (4) 総務課財政担当参事
- (5) 生涯学習課長
- (6) 生涯学習課学校教育担当参事
- (7) まちづくり推進課長
- (8) 住民課長

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選により充て、副委員長は委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を代表して会務を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの関係者に対して資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 前条第4項の規定により会議に出席した者は、出席した会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、住民課子育て支援グループにおいて行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公私連携保育法人の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。